別記様式第５号（第４条関係）

政務活動費会計帳簿

会派名　県民クラブ
議員名　原田孝司

【令和　７年　４月分】

日	摘　　要	収入額	支出額	残　額	内訳（使途項目別）											領収書番号	備考
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他		
7	議会報告2025年春号発送代		4,573	△ 4,573			4,573									401	
9	政務活動等事務補助員給与		13,000	△ 17,573										13,000		402	
9	議会報告2025年春号発送代		175,590	△ 193,163			175,590									403	
10	携帯電話使用料		1,870	△ 195,033									1,870			404	
10	モバイルWi-Fiルーター使用料		1,882	△ 196,915									1,882			405	
10	朝日新聞デジタル代		500	△ 197,415							500					406	
10	事務所電気代		2,155	△ 199,570								2,155				407	
15	概算委託料	200,000	0	430													
18	レンタルサーバ年間使用料		20,020	△ 19,590			20,020									408	
18	事務所駐車場代（１年分）		24,000	△ 43,590								24,000				409	
18	事務所新聞代（朝日新聞１年分）		48,000	△ 91,590							48,000					410	
21	事務所固定電話使用料		1,618	△ 93,208									1,618			411	
24	福島原発震災情報連絡センター2025年度機関誌購読料		3,000	△ 96,208							3,000					412	
25	事務所家賃・水道代		23,660	△ 119,868								23,660				413	
28	インターネット使用料		2,090	△ 121,958									2,090			414	
			0	△ 121,958													
			0	△ 121,958													
			0	△ 121,958													
月　計		200,000	321,958	△ 121,958	0	0	200,183	0	0	0	51,500	49,815	7,460	13,000	0		

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	401

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

原田孝司　様

［証紙切手引受］
第一種定形　45.0g
@110　1通　¥110

小　計　¥110

ゆうパック　60ｻｲｽﾞ
751067874513　〒874-8799　¥820

割引　-¥180
（内訳）
持込　@120　-¥120
同一あて先　@60　-¥60

小　計　¥640

［販売］
レターパックライト（４３０円）
430円　9枚　¥3,870

小　計　¥3,870

郵便物引受合計通数　1通
ゆうパック引受合計個数　1個
課税計(10%)　¥750
(内消費税等(10%)　¥68)
非課税計　¥3,870

合計　¥4,620
お預り金額　¥10,120
おつり　¥5,500

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2025年 4月 7日 16:17
発行No.25040727973　端N84箱01
連絡先：別府荘園郵便局
TEL:0977-22-4968

事業名、使途及び内容等

議会報告 2025年春号発送代

あん分による充当の場合

あん分の率　（ 99/100 ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 4,573 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	402

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給与支払明細書

2025年　4月

氏名	勤務日数	給与	手当			支給計
			通勤手当	超過勤務手当	手当計	
[redacted]	4	26,000	0	0	0	26,000

控除					控除計	差引支給額
所得税	雇用保険料	健康保険料	厚生年金	その他（　）		
0	0	0	0	0	0	26,000

支払日	受領印
2025年4月9日	[redacted]

別府市荘園町3組の2

原田たかし事務所

事業名、使途及び内容等

政務活動等事務補助職員給与

あん分による充当の場合

あん分の率　（ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 13,000 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

雇　用　契　約　書

氏　名	[redacted]	生年月日	[redacted]
住　所	[redacted]		
連絡先	[redacted]	緊急時 連絡先	[redacted]

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	2025年　４月　１日　～　2026年　３月３１日
就業場所	別府市荘園町３組の２　原田たかし事務所
業務内容	政務活動等事務補助
就業時間	午前９時００分から午後３時００分まで
休　　日	月末に、協議の上、翌月の勤務日を設定する
給与（賃金）	日給６，５００円で勤務日数に応じての支払いとする
給与支払方法	当月の最終勤務日に現金で支払う

契約書は２通作成し、双方が各１通が保有する。

2025 年　4　月　1　日

雇用者　会　派　名　県民クラブ

議　員　名　原田孝司　●

被雇用者　氏　　名　[redacted]　●

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	403

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

原田　孝司　様

［別納引受］
区内特別基（定）　40.5g
@96　1,584通　¥152,064

小　計　¥152,064

第一種定形　40.5g
@110　230通　¥25,300

小　計　¥25,300

郵便物引受合計通数　1,814通
課税計(10%)　¥177,364
(内消費税等(10%)　¥16,124)
非課税計　¥0

合計　¥177,364
お預り金額　¥177,364

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
登録番号　T1010001112577
取扱日時：2025年 4月 9日 14:47
発行No. 250409A6660　端N84箱01
連絡先：別府荘園郵便局
TEL:0977-22-4968

事業名、使途及び内容等

議会報告 2025年春号 発送代

あん分による充当の場合

あん分の率　（ 99/100 ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 175,590 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	404

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

07-04-10 200 ¥78,758 [redacted]

カードご利用代金明細書　　2025 年 4 月 11 日 現在　1 / 3

原田 孝司 様

[redacted]

カード名称	[redacted]
金融機関名	[redacted]
支店名	[redacted]
科目・口座番号	[redacted]
口座名義	ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ
今回のお支払日	2025年4月10日(木)
今回のお支払金額合計	[redacted]口　78,758 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額(円)	支払区分	今回回数	今回のお支払明細 訂正サイン	お支払金額(円)	摘要	備考
[redacted]	原田 孝司 様							
	≪ショッピング取組（国内）≫							
[redacted]								
2025/02/28	ドコモご利用料金 3月分	3,740	1回			3,740		
[redacted]								
◆今回のお支払金額総合計						78,758		

事業名、使途及び内容等

携帯電話使用料

請求額 3,740 円 －対象外分 0 円 ＝ 3,740 円

あん分による充当の場合

あん分の率 （ 1/2 ）

あん分による政務活動費の充当額 （ 1,870 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 （ 円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	405

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

5 07-04-10 200 ※78,758 [redacted]

カードご利用代金明細書

2025 年 4 月 11 日 現在 1 / 3

原田 孝司 様

[redacted]

カード名称	[redacted]
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ
今回のお支払日	2025年4月10日（木）
今回のお支払金額合計	[redacted] 78,758 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細			今回のお支払明細			摘要	備考
		ご利用金額（円）	支払区分	今回回数	訂正サイン	お支払金額（円）			
[redacted]	原田 孝司 様								
≪ショッピング取組（国内）≫									
[redacted]									
2025/03/01	GMOとくとくBB	4,535	1回			4,535			
[redacted]									
◆今回のお支払金額総合計						78,758			

事業名、使途及び内容等	モバイルWi-Fiルーター使用料

請求額 4,535 円 －対象外分 770 円 ＝ 3,765 円

あん分による充当の場合

あん分の率 （ 1/2 ）

あん分による政務活動費の充当額 （ 1,882 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 （ 円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	406

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

07-04-10　200　　*78,758[redacted]

カードご利用代金明細書　　2025 年　4 月 11 日 現在　　1 / 3

原田　孝司　様

[redacted]

カード名称	[redacted]
金融機関名	[redacted]
支店名	[redacted]
科目・口座番号	[redacted]
口座名義	ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ
今回のお支払日	2025年4月10日(木)
今回のお支払金額合計	[redacted]円　78,758 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額（円）	支払区分	今回回数	今回のお支払明細 訂正サイン	お支払金額（円）	摘要	備考
[redacted]	原田　孝司　様							
	≪ショッピング取組（国内）≫							
[redacted]								
2025/03/01	朝日新聞デジタル〔朝日１口決済〕	500	1回			500		*
[redacted]								
◆今回のお支払金額総合計						78,758		

事業名、使途及び内容等

朝日新聞デジタル代　５００円

あん分による充当の場合

あん分の率　（　　）

あん分による政務活動費の充当額　（　　円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	407

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄
22 D07-04-10　　4,310 ﾃﾞﾝｷﾃﾞﾝﾄｳ04ﾂ　[redacted]

事業名、使途及び内容等
事務所電気代

あん分による充当の場合
あん分の率　（ $\frac{1}{2}$ ）
あん分による政務活動費の充当額　（ 2,155 円）

一部のみ打切り充当した場合
政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	408

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

[redacted]ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。
お取引の明細は下記のとおりでございます。

[redacted]

お取扱年月日	お取扱店	機番	通過番号
07-04-18	0058	1	0013

[redacted]

口座番号	
[redacted]	

摘要	お取引金額
お引出し	¥39,600

ページ	ご説明コード	お取引後残高
		[redacted]

手数料 ¥440 時刻 11:11

ご案内
振込依頼内容
[redacted]
受取人 ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ ｱｳﾄ 様
依頼人 ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ 様
ＴＥＬ [redacted]

[redacted]

事業名、使途及び内容等

レンタルサーバー年間使用料（2025年4月22日～2026年4月21日

あん分による充当の場合

あん分の率 （ 1/2 ）

あん分による政務活動費の充当額 （ 20,020 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 （ 円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	409

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領　収　証

原田たかし事務所 殿

金　額				¥	4	8	0	0	0 円

但し 5－R8.4月分駐車料として

収入印紙

上記金額正に領収致しました

R7 年 4 月 18 日

現　金	✓
小切手	
約　手	

泉都土地建物株式会社

〒874-0838 大分県別府市荘園町三組の二
電話 代㉒ 0292番
FAX ㉒ 0293番

取扱者

事業名、使途及び内容等

事務所駐車場代（2025年5月～2026年4月までの1年間分）

あん分による充当の場合

あん分の率 （ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額 （ 24,000 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 （ 円）

自動車駐車場賃貸契約書

[redacted]（以下甲という）と原田たかし事務所(以下乙という）との間に自動車駐車場（以下駐車場という）の使用について次の通り契約を締結する。
甲は泉都土地建物株式会社（以下（丙）管理者という）に本件駐車場賃貸借契約に関する全ての権限を委託する。

第１条　乙は本件駐車場を第３者に対して使用する権利を譲渡してはならない。
第２条　乙の駐車し得る自動車は道路交通施行令、同規則による普通自動車（軽四輪を含む）とする。
第３条　本契約による使用期間は少なくとも６ヶ月間以上とする。
使用期間　令和　3　年　1　月　1　日から令和　3　年　12　月　31　日までとする。
相手方に１ヶ月前までに解約の意思表示が無い時はさらに同一条件で１年間契約が更新される。以降も同様とする。
第４条　乙が６ヶ月未満で解約する場合、乙は６ヶ月に満たない期間分の駐車料金を甲に対し支払わなければならない。
又保証金は返還しないものとする。
第５条　乙が６ヶ月を過ぎて解約する場合、解約をしようとする日の１ヶ月前迄に甲に対し通告しなければならない。
通告期間が１ヶ月未満の場合は、保証金の返還はしないものとする。尚、解約日が月の中途であってもその当月分の駐車料金を全額甲に支払うものとし日割計算はしないものとする。
第６条　駐車料金は１ヶ月１車両４，０００円也と定め、乙は毎月５日迄にその月分の駐車料金を泉都土地建物㈱の預金口座[redacted]に振り込むものとする。
尚、契約日の属する月が１ヶ月に満たない時は駐車料金を日割り計算とする。但し、駐車料金は諸物価の変動に依り、改定をすることができる。乙は駐車料金の支払いを怠ったときは甲に対し、日歩３銭の割合で延滞損害金を支払わなければならない。
第７条　乙はその責任に於いて自動車を駐車するものとし、甲は自動車の盗難、損傷、駐車場よりの転落等による一切の損害についてはどのような責任も負わないものとする。
第８条　乙は本件駐車場に一切の造作加工をしてはならない。
又自動車用品、タイヤ、ホイール、荷物、ゴミ、倉庫等も置いてはならない。
第９条　乙は本件駐車場敷地内の他の駐車車両の駐車の妨げになる一切の行為をしてはならない。
第１０条　乙は甲が一時暫定的に駐車場を設置したものであることを了承し、甲と乙の契約は甲が何時でも書面に依る解約の通知をすることにより直ちに本契約は終了するものとする。
第１１条　乙が次の各号に該当したときは、甲は何の催告も要せずに、直ちに契約を解約することができる。
①駐車料金の支払いを２０日以上怠ったとき
②駐車敷地内に於いて乙の使用する車両が他の駐車車両を妨害し、又は人身事故を発生させたとき
③本契約に違背したとき
第１２条　乙は前条による解約その他により本契約が終了したときは直ちに本件駐車場を甲に明渡さなければならない。
甲は如何なる事情があっても一度受領した駐車料の返還はしない。
第１３条　乙はナンバー登録されている自走可能な車両以外、区画に対して適正なサイズの車両以外は駐車してはならない。
第１４条　乙は保証金として１ヶ月分納める。これはこの契約が終了した時甲より返還されるが延滞賃借料又は第４条、第５条に該当する場合は、それを差し引いて返還するものとし、利息はつけないものとする。
第１５条　乙はその責任に於いて自動車を駐車するものとし、甲及び管理者は隣接地よりの飛来物による損傷、火災、風水害、台風等の不可抗力による一切の損害についてはどのような責任も負わないものとする。
第１６条　南側ブロック塀に運転操作を誤り激突した場合、約８ｍ下境川護岸敷に転落し、重大事故になる事を乙は承知する。

令　和　3　年　1　月　1　日

【登録車両】

車両台数	1　台
メーカー名	[redacted]
車種名	
車両ナンバー	
駐車場区画番号	NO.　6

【荘園②パーキング　所在地】

別府市荘園町3組－2
(別府市大字南石垣字鶴見原1518番地17)

（乙・緊急連絡先）
（氏名）原田孝司
（ＴＥＬ）[redacted]
（乙との関係）事務所 代表者

（甲）[redacted]

（管理者・丙）泉都土地建物株式会[redacted]
別府市荘園町３－２
ＴＥＬ　0977-22-0292

（乙）
氏　名　原田たかし事務所[redacted]
現住所　別府市荘園3-2
携帯番号[redacted]（原田孝司）
ＴＥＬ　0977-25-0011

（勤務先名）大分県議会
（ＴＥＬ）097-506-5088（大分県議会県民ルーム）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	410

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領　収　証　　原田　孝司　様　No.

★　¥ 48,000

但 令和7年4月から令和8年3月分 朝日新聞購読料

令和7年4月18日　上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

ASA別府石垣[redacted]

大分県別府市石垣西四丁目5番31号

TEL 0977-21-3468 FAX 0977-25-9149

登録番号：T3320003002256

収入印紙

コクヨ　ウケ-1097

事業名、使途及び内容等

事務所新聞代（朝日新聞 2025年4月～2026年3月までの1年間分）

あん分による充当の場合

あん分の率　（　　）

あん分による政務活動費の充当額　（　　円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	411

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄
D07-04-21　　3,237　ＮＴＴ電話　[redacted]

事業名、使途及び内容等	事務所固定電話使用料

あん分による充当の場合
あん分の率　（ 1/2 ）
あん分による政務活動費の充当額　（ 1,618 円）

一部のみ打切り充当した場合
政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	412

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領　収　書

原　田　孝　司　　様

金額　　３，０００円

但、福島原発震災情報連絡センター
　　2025 年度機関誌購読料（デジタル情報を含む）として
上記正に領収いたしました

2025 年 4 月 24 日

福島原発震災情報連絡センター
東京都江東区大島９－４－２－１２０７
会計責任者 [redacted]

事業名、使途及び内容等

福島原発震災情報連絡センター2025年度機関誌購読料
（デジタル情報を含む）

あん分による充当の場合

あん分の率　（　　）

あん分による政務活動費の充当額　（　　円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	413

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

14 07-04-25 200 *47,100ソウキン セントトチタテモノ
15 07-04-25 200 *220定額振込手数料 [redacted]

事業名、使途及び内容等

事務所家賃・水道代

あん分による充当の場合

あん分の率 （ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額 （ 23,660 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 （ 円）

建物賃貸借契約書

（事務所用）

物件名　泉都土地建物（株）貸店舗

平成 27 年 7 月 27 日

賃貸人　泉都土地建物株式会社　殿

賃借人　原田　孝司　殿

REAL PARTNER
社団法人　大分県宅地建物取引業協会
（(社)大分県宅地建物取引業協会会員専用）

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主　泉都土地建物株式会社　　(以下「甲」という。)と借主　原田孝司　　(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

[redacted]書(1)　目的物件の表示

建物	名称	泉都土地建物貸店舗　1　階　号室　区画番号(　)		
	所在地	(住居表示)　別府市荘園３－２		
		(登記簿)　別府市大字南石垣鶴見原１５１８－１４		
	構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他(　)／瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他(　)／(1　)階建／全(3　)戸		
	種類	貸し事務所	新築年月	ｓ１５　年４　月
	面積	約３８㎡		
附属施設				

頭書(2)　事業内容(具体的に記載すること)

一般事務所としての使用

頭書(3)　契約期間

Ｈ２７年８　月１　日　からＨ２８　年７　月３１　日まで(1　年間)	
目的物件の引渡し時期	Ｈ２７年８　月１　日

頭書(4)　賃料等

賃料	月額　44,280　円 (内消費税等　3,280　円)	管理・共益費	月額　－　円 (内消費税等　円)	家財保険料	円
敷金	123,000円 (賃料　3　ヶ月)	水道料	2,000円	附属施設料	月額－　円 (内消費税等　円)
保証金	46,280円 (賃料　1　ヶ月)	償却			

その他の条件				
貸与する鍵	鍵No.			
	本数	2本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月月末　日まで		
賃料等の支払方法	☒振込	[redacted]		
	□持参	持参先		
	□口座引落	委託会社名		

頭書(5)　借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏　名)	原田孝司
	(自　宅)TEL	[redacted]
	(勤務先)TEL	097-506-5088　(会社名・部署名)大分県議会・県民ｸﾗﾌﾞ
	(携　帯)TEL	[redacted]

頭書(6)　貸主及び管理業者

貸　　主	氏名　泉都土地建物（株）
	住所　別府市荘園３－２

管理業者	商号又は名称	
所在地	TEL	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣(　　)第　　号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号　　) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7)　乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☒連帯保証人	氏名	[redacted]
		住所	
	☒家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	ジェイリース
		主たる事務所の所在地	大分市

頭書(8)　更新に関する事項

1年契約自動更新

頭書(9)　特約事項

・貸店舗内備付ブラインド、換気扇等の維持費はお客様負担となります。
・敷金は畳表替え、室内メンテナンス料金等差し引いてご返却します。
・壁面一体型鏡は高価です。破損しない様お願いします。破損された場合、修理対象となります。

本契約の締結を証するため、本契約書を３通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自１通を保有する。

27 年 7 月 27 日

甲・貸主	氏名　泉都土地建物（株）		ＴＥＬ２２－０２９２
	住所　別府市荘園３－２		
乙・借主	氏名　原田孝司		ＴＥＬ [redacted]
	住所 [redacted]		
連帯保証人	氏名 [redacted]		ＴＥ [redacted]
	住所 [redacted]		

		A		B
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・ＴＥＬ 商号又は名称 代表者の氏名	泉都土地建物（株）	主たる事務所 所在地・ＴＥＬ 商号又は名称 代表者の氏名	印
	免許証番号	大臣 知事（１２　）第３２５号	免許証番号	大臣 知事（　）第　号
	免許年月日	平成　２３　年　４　月２５	免許年月日	平成　年　月　日
宅地建物取引士	氏名	[redacted]	氏名	印
	登録番号	[redacted]号	登録番号	（　）第　号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 ＴＥＬ		業務に従事する事務所名 事務所所在地 ＴＥＬ	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

（契約の締結）

第1条　貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の事業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

（契約期間）

第2条　契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書（3）記載のとおりとする。

2　甲及び乙は、頭書（8）の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

（賃料）

第3条　乙は、頭書（4）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一　土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二　土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

三　近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3　１ヶ月に満たない期間の賃料は、１ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

（共益費）

第4条　乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書（4）の記載に従い甲に支払うものとする。

2　甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3　１ヶ月に満たない期間の共益費は、１ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

（負担の帰属）

第5条　甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2　乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

（敷金）

第6条（A）　乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2　乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3　甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4　前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証

（保証金）

第6条（B）　乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2　乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3　甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第１項の保証金より償却費として解約時賃料の　ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4　甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5　前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなけ

ればならない。

（反社会的勢力ではないことの確約）

第７条　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一　自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと

二　甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと

三　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四　自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

（禁止又は制限される行為）　4項構成

第８条　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

２　乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

３　乙は甲の書面による承諾を得ること[redacted]（２）の事業内容を変更してはならない。

~~４　前３項の場合で甲の承諾を得ると[redacted]賃料の　ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。~~

５　乙は、本物件の全部又は一部につき[redacted]供してはならない。

６　乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

７　乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一　銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

二　大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

三　騒音等の迷惑行為を行うこと

四　第１項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること

五　本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六　本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七　本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

８　乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一　階段・廊下等共用部分への物品の設置

二　階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

（乙の管理義務）

第９条　乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

２　乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

３　乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

４　契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

５　乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

（契約期間中の修繕）

第10条　甲は、第３項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2　前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3　乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一　電球、蛍光灯、ヒューズの取替え

二　その他費用が軽微な修繕

4　本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

（契約の解除）

第11条　甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一　乙が賃料又は共益費の支払いを２ヶ月以上怠ったとき

二　乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき

2　甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

一　本物件を頭書（２）記載の事業以外の用に供したとき

二　第８条（第７項第五号から第七号を除く）又は第９条の規定に違反したとき

三　入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき

四　その他乙が本契約の各条項に違反したとき

五　銀行取引の停止

六　破産手続きの開始

七　民事再生手続きの開始

八　会社更生手続きの開始

九　特別精算手続きの開始

3　甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一　第７条の確約に反する事実が判明したとき

二　契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4　甲は、乙が第８条第７項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

（乙からの解約）

第12条　乙は、甲に対して３ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2　前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から３ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して３ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

（明渡し及び明渡し時の修繕）

第13条　乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2　乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

3　乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければな

らない。

4　本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5　本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。

6　乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

（立入り）

第14条　甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2　乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3　本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4　甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

（甲の通知義務）

第15条　甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一　賃料等支払い方法の変更

二　頭書（６）に記載した管理業者の変更

（乙の通知義務）

第16条　乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一　乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第８条第１項の定めに従うものとする

二　長期に休業するとき

三　連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更

四　連帯保証人の死亡又は解散

（延滞損害金）

第17条　乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

（乙の債務の担保）

第18条　本契約においては、頭書（７）に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2　頭書（７）で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一　頭書（７）記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする

二　連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

三　前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3　頭書（７）で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一　頭書（７）記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二　乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書（３）記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三　前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書（２）記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

（契約の消滅）

第19条　本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

（免責）

第20条　地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

（協議）

第21条　甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（合意管轄裁判所）

第22条　本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第１審管轄裁判所とする。

（特約事項）

第23条　特約事項については、頭書（９）記載のとおりとする。

重要事項説明書［建物貸借用］

平成２７年７月　　日

原　田　様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の２の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の□欄に☒印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。☒印のない□欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

		A		B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	別府市荘園３－２	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	泉都土地建物（株）	商号又は名称	
	代表者の氏名	石坂太郎　印	代表者の氏名	印
	免許証番号	（１２）第　３２５号	免許証番号	（　　）第　　号
	免許年月日	平成２３年４月２５日	免許年月日	平成　　年　　月　　日
説明をする宅地建物取引士	氏　　名	[redacted]	名	印
	登録番号	[redacted]	登録番号	（　　）第　　号
	業務に従事する事務所名	泉都土地建物（株）	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	別府市荘園３－２	事務所所在地 TEL	
取引態様				
供託所等に関する説明	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地	公益社団法人　全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町２丁目６番３号		
	所属地方本部の名称及び所在地	※「公益社団法人　全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照		
	弁済業務保証金の供託所及び所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南１丁目１番15号		

[redacted]主の表示

貸主の住所・氏名	泉都土地建物（株） TEL

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 ' 1504

建物の表示

名　　称	泉都土地建物貸店舗　　1階　　号室		
所　在　地	(住居表示) 別府市荘園３－２ (登 記 簿) 別府市大字南石垣鶴見原１５１８－１４		
構　　造	木造／瓦ぶき／１階建		
種　　類	□マンション・□アパート・☒戸建・□（　　）	新築年月	昭和　１５年４月
床　面　積	３８㎡（登記簿面積　　㎡）	備考	

対象となる建物に直接関係する事項

1　登記記録に記録された事項等（平成　　年　　月　　日現在）□詳細は別添の登記事項証明書（登記簿謄本）等参照。

権利部（甲区）	名義人	住　所	別府市荘園３－２
		氏　名	泉都土地建物株式会社
	所有権にかかる権利に関する事項（□有・☒無）		□差押登記 □仮差押 □仮処分 □所有権移転仮登記 □
権利部（乙区）	所有権以外の権利に関する事項（□有・☒無）		□抵当権 □根抵当権 □賃借権 □
登記名義人と貸主が　☒同じ・□異なる→理由：□転貸借・□相続・□			
備考			

2　法令に基づく制限の概要

法　令　名	
制限	
制　限　の　内　容	

住宅、店舗、事務所、倉庫その他用途によって別に法令の制限を受けることがあります。その場合は、具体的な利用計画についてその他の法令の制限の確認が必要になります。

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1504

3　当該建物が造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法	造成宅地防災区域：□外　□内→説明

4　当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域：□外・□内→説明

5　当該建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域：□外・□内→説明

[redacted]	

6　建物建築の工事完了時における形状・構造等（未完成物件のとき）

本物件は未完成物件に　□該当します。（※資料にて完成時の形状を説明します。）　□該当しません。

7　建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

石綿使用調査結果の記録の有無	石綿使用調査の内容
☒無 □不明 □有	【照会先】※所有者に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者、管理組合及び施工会社にも問い合わせております。 □所有者 □管理業者（　　）□管理組合（区分所有建物の場合） □施工会社（　　）
	【石綿使用調査結果の内容は以下のとおりです】 ・石綿使用調査結果の記録（調査年月日　　年　　月　　日） ・調査の実施機関＿＿＿ ・調査の範囲＿＿＿ ・石綿使用の有無　□有　□無 （石綿の使用が有る場合） ・石綿が使用されている箇所 ＿＿＿
備　　考	

8　建物の耐震診断に関する事項

耐震診断の有無	耐震診断の内容
☒無 □有	【照会先】※所有者に当該耐震診断の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者及び管理組合にも問い合わせております。 □所有者 □管理業者（　　）□管理組合（区分所有建物の場合）
	【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】 □地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し □住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する「住宅性能評価書」の写し（含む平成13年国土交通省告示第1346号別表２－１の１－１耐震等級に係る評価を受けたもの） □指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し
備　　考	

[redacted]該建物の建築確認通知書（確認済証）又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年５月31日以前である場合に説[redacted]ます。建築確認通知書（確認済証）又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。

[redacted]居住の用に供される建物（区分所有建物を除く）の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。
・事業の用に供する建物の場合若しくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和58年５月31日以前である場合に説明します。

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1504

9　飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

①	飲　用　水	公営　　／　[メーター] 割当　2000 円/月
②	電　　気	九州電力　　／　[容量] ２０アンペア　／　[メーター] 専用
③	ガ　　ス	プロパン（個別）ダイプロガス２２－５３７５　／　[メーター] 専用
④	排　　水	公共下水
備　　考		

[redacted]物の設備の整備の状況（完成物件のとき）

[redacted]	台　　所	有（専用）
②	ト　イ　レ	専用　／　水洗　／　[ユニットバスの場合]
③	浴　　室	無　／
④	シ ャ ワ ー	無　／　[設置場所]
⑤	洗　面　所	有　／　[ユニットバスの場合]
⑥	給　　湯	有（使用可）／　[設置場所] 台所　　／　ガス使用
⑦	コ　ン　ロ	無　／　ガス
⑧	エ ア コ ン	無（設置可）／　冷暖房　台（使用　）／冷房　台（使用　）／暖房　台（使用　）
⑨	照 明 器 具	有　／　台所・トイレ・洗面所・
⑩	電 話 設 置	可　／　　ヶ所
⑪	火 災 警 報 器	無　／　　ヶ所
⑫	共 聴 設 備	[ＴＶアンテナ]　無　（　　）／地上デジタル対応　無　／　[その他の設備]
⑬	エレベーター	無　／　　基
⑭	駐　車　場	無　／　空：　　／　月額＿＿＿円（内消費税等相当額＿＿＿円）
⑮	駐　輪　場	無　／　空：　　／　月額＿＿＿円（内消費税等相当額＿＿＿円）
⑯	専　用　庭	無　／月額＿＿＿円（内消費税等相当額＿＿＿円）
	換気扇	
	ブラインドカーテン	
[redacted]考		

（注）　消費税等相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1504

Ⅱ　取引条件に関する事項

1　借賃・借賃以外に授受される金銭の額及び授受の目的

賃　料	月額　４６，２８０円 （内消費税等相当額　３，２８０円）	管理費 （共益費）	月額　円 （内消費税等相当額　円）	支払い時期・方法	毎月末日までに翌月分を ☐持参　☒振込　☐口座引落
敷　金	１２３，０００円	火災保険料	円 （内消費税等相当額　円）	ジェイリース	４６，２８０円 （内消費税等相当額　３，２８０円）
備考					

2　契約の解除に関する事項

[redacted]料を（　２）ヵ月以上滞納した場合は、催告のうえ、相当期間経過したのちに契約を解除されること[redacted]ます。

[redacted]借主は、貸主に対して少なくとも（３　）ヵ月前に申入れを行うことにより、契約を解除することがで[redacted]ます。

☒　借主が、別添契約書第（１１　）条に違反したとき、契約を解除されることがあります。

☐

※定期借家契約の場合の中途解約については後記「６　定期借家契約の場合」のとおりです。

3　損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

定め　☒無・☐有（　　）

4　支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか	☒講じません。・☐講じます。（保全措置を行う機関：　　）

5　契約の種類・期間・更新等に関する事項

種　類	一般借家契約
期　間	平成２７年８月１日　から　平成２８年７月３１日まで（１年間）
更　新	☒一般借家契約では更新することができます（貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません）。 ☐定期借家契約は更新のない借家契約で期間の満了により終了します。（合意により再契約することはできます）。 ☐
備　考	

6　定期借家契約の場合

建物賃貸借契約の種類	
契約の方式	公正証書に：☐しません。・☐します。→公正証書の費用負担：
契約の内容	☐　本件建物について借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるので、平成　　年　　月　　日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。 ☐　本契約は、期間１年以上であるので、貸主から期間満了の１年から６ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から６ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。
	〔中途解約について〕 ☐　中途解約権の内容については、契約書（案）のとおりです。 ☐　本契約は、床面積200m²未満の居住用目的であるため、借主において、転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情により、建物の借主が建物を自己の生活の本拠として使用することが困難となったときは解約の申入れをすることができます。この場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から１ヵ月を経過することによって終了します。
備考	

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1504

7　用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	事務所専用（　　）
利用の制限	☒ペットの飼育（不可） ☒ピアノの使用（不可） ☐その他（　　）

8　敷金等の清算に関する事項

敷金は畳表替え、室内メンテナンス料金を差し引いてご返却します。

9　管理の委託先

氏名（商号又は名称） 住所（主たる事務所の所在地）	泉都土地建物（株） TEL	
（一社）全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※（一社）全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載。	
管理担当者	氏名　賃貸不動産経営管理士登録番号（　　） ※（一社）賃貸不動産経営管理士協議会の認定資格である賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載。	
「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣（　　）第　　号	

10　建物敷地が借地の場合（該当☐する・☐しない）

借地権の種類		期限	平成　年　月　日迄	内容	賃貸借契約書参照
備考					

Ⅲ　その他の事項

1　添付書類

☒1．賃貸借契約書（案）	☐3．
☐2．	☐4．

2　その他

頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

平成27年7月27日

借主　（住所）[redacted]

（氏名）原田孝司 [redacted]

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '1504

利用者：seed

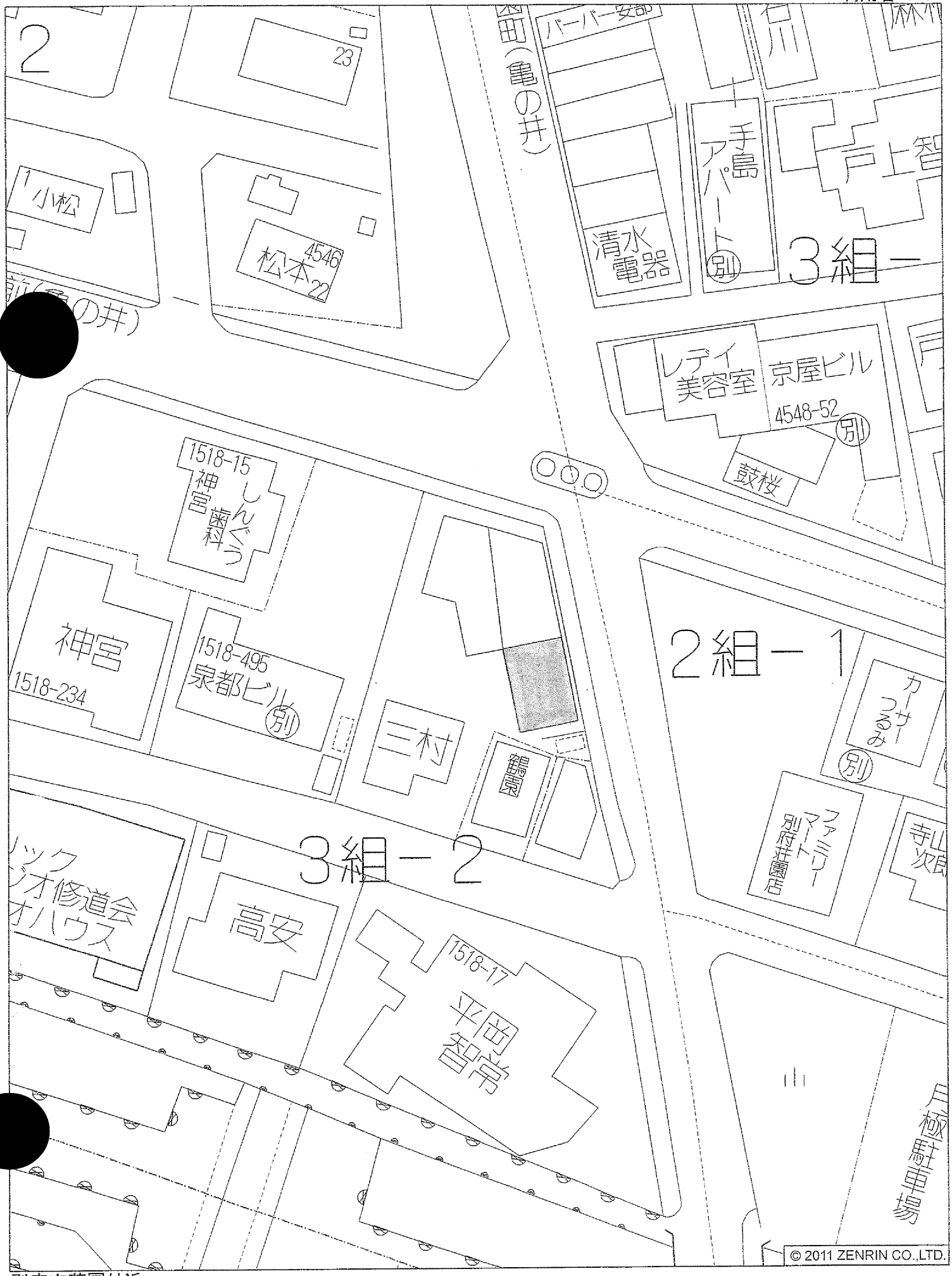

別府市荘園付近

縮尺 1 / 500　15m

令和元年９月２日

原田　孝司　　殿

別府市荘園３－２
泉都土地建物株式会社
TEL（２２）０２９２

管理料金改定のお知らせ

拝啓、時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、早速ですが令和元年１０月１日から消費税の引き上げにより、税率が１０％になります。そのため貸家料金は、令和元年１０月より下記の通りに改定させていただきますので、何卒ご了承下さいませ。

なお、定額自動送金を御利用中のお客様は、変更手続きが必要となります。お手数をおかけしますが、10月の引き落としに間に合うよう各銀行窓口でお手続きの程宜しくお願い致します。

敬具

記

家　　賃	41,000	円	消費税（10%）	4,100	円
水 道 料	2,000	円	－	－	円
（小　計）	43,000	円	（小　計）	4,100	円

合　計　　47,100　　円

※令和元年１０月１日以降の入金から変更になります。

振込先

[redacted]

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	414

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

16 07-04-28 200 *12,387ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞ [redacted]

御請求明細書

請求年月	2025年4月	請求金額（税込）	¥ 12,387
決済方法	振替 [redacted]		

ご利用サービス	ご利用期間	金額（税込）
[redacted]		
インターネット（２００メガプラン光）	2025/04/01～2025/04/30	¥ 5,280
[redacted]		
インターネット割引	2025/04/01～2025/04/30	¥ -1,100
[redacted]		

事業名、使途及び内容等

インターネット使用料

インターネット（200メガプラン光）５，２８０円－インターネット割引１，１００円＝４，１８０円

あん分による充当の場合

あん分の率　（ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 2,090 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

令和　7年　4月　1日

大分県議会議長　殿

令和　7　年度　政務活動使用車両に関する届出書

会派名　　県民クラブ

議員名　　原田孝司

政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費（ｋｍ）
1	[redacted]			令和５年１１月	令和８年１１月	２２km/ﾘｯﾄﾙ
2						
3						

（政務活動補助職員用）

1						

注１　毎年度４月１日現在で作成すること。

２　年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。
　なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。

３　「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン１ℓ当たりの概ねの走行距離（ｋｍ）を記載すること。

別記様式第５号（第４条関係）

政務活動費会計帳簿

会 派 名　　県民クラブ
議 員 名　　原 田 孝 司

【令和　７年　５月分】

日	摘　　要	収入額	支出額	残　額	内　訳　（使　途　項　目　別）											領収書番　号	備考
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他		
	前月繰越		0	△ 121,958													
1	議会報告2025年春号ポスティング代		11,717	△ 133,675			11,717									501	
12	携帯電話使用料		1,865	△ 135,540									1,865			502	
12	モバイルWi-Fiルーター使用料		2,432	△ 137,972									2,432			503	
12	朝日新聞デジタル代		500	△ 138,472							500					504	
15	概算委託料	200,000	0	61,528													
15	事務所電気代		1,801	59,727								1,801				505	
16	議会報告2025年春号新聞折り込み代		93,357	△ 33,630			93,357									506	
16	事務所新聞代（今日新聞１年分）		14,400	△ 48,030							14,400					507	
20	事務所固定電話使用料		1,636	△ 49,666									1,636			508	
21	文具代（ボールペンリフィル）		880	△ 50,546									880			509	
26	事務所家賃・水道代		23,660	△ 74,206								23,660				510	
27	インターネット使用料		2,090	△ 76,296									2,090			511	
			0	△ 76,296													
			0	△ 76,296													
			0	△ 76,296													
			0	△ 76,296													
			0	△ 76,296													
月　　計		200,000	154,338	△ 76,296	0	0	105,074	0	0	0	14,900	25,461	8,903	0	0		

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	501

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

[redacted]ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。
お取引の明細は下記のとおりでございます。

[redacted]

お取扱年月日	お取扱店	機番	通帳番号
07-05-01	0058	イ	0275

[redacted]

摘要	お取引金額
お引出し	¥11,396

ページ	ご説明コード	お取引後残高
		[redacted]

手数料 ¥440　時刻 12:45

ご案内

振込依頼内容

[redacted]

受取人　ﾕ)ｱﾄﾞｳﾞｱﾝｽﾌｧｸﾄﾘｰ　様

依頼人　ﾊﾗﾀﾞ　ﾀｶｼ　様

ＴＥＬ　[redacted]

[redacted]

事業名、使途及び内容等

議会報告2025年春号ポスティング代

あん分による充当の場合

あん分の率　（ 99/100 ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 11,717 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	502

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

19 07-05-12 200 ＊124,713[redacted]

カードご利用代金明細書　　2025 年 5 月 14 日 現在　1 / 3

原田　孝司　様

[redacted]

カード名称	[redacted]
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ
今回のお支払日	2025年5月12日(月)
今回のお支払金額合計	[redacted] 口　124,713 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額(円)	支払区分	今回回数	今回のお支払明細 訂正サイン	お支払金額(円)	摘要	備考
[redacted]	原田　孝司　様							
≪ショッピング取組（国内）≫								
[redacted]								
2025/03/31	ドコモご利用料金　4月分	3,730	1回			3,730		
[redacted]								
◆今回のお支払金額総合計		124,713						

事業名、使途及び内容等

携帯電話使用料

請求額　3,730 円　－対象外分　0 円　＝　3,730 円

あん分による充当の場合

あん分の率　（ 1/2 ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 1,865 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	503

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

19 07-05-12 200 ¥124,713 [redacted]

カードご利用代金明細書　　2025 年 5 月 14 日 現在　1 / 3

原田　孝司　様

[redacted]

カード名義	[redacted]
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ
今回のお支払日	2025年5月12日(月)
今回のお支払金額合計	[redacted] 口　124,713 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額(円)	支払区分	今回回数	今回のお支払明細 利率 ボーナス	お支払金額(円)	摘要	備考
[redacted]	原田　孝司　様							
≪ショッピング取組（国内）≫								
[redacted]								
2025/04/01	ＧＭＯとくとくＢＢ	5,635	1回			5,635		
[redacted]								
◆今回のお支払金額総合計						124,713		

事業名、使途及び内容等	モバイルWi-Fiルーター使用料

請求額　5,635 円　－対象外分　770 円　＝　4,865 円

あん分による充当の場合

あん分の率　（ 1/2 ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 2,432 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	504

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

19 07-05-12 200 *124,713 [redacted]

カードご利用代金明細書　　2025 年 5 月 14 日 現在　1 / 3

原田　孝司　様

[redacted]

カード名称	[redacted]
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ
今回のお支払日	2025年5月12日(月)
今回のお支払金額合計	[redacted] 口　124,713 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額(円)	支払回数	今回支払分	今回のお支払明細 訂正サイン	お支払金額(円)	摘要	備考
[redacted]	原田　孝司　様							
≪ショッピング取組（国内）≫								
[redacted]								
2025/04/01	朝日新聞デジタル〔朝日ＩＤ決済〕	500	1回			500		
[redacted]								
◆今回のお支払金額総合計						124,713		

事業名、使途及び内容等

朝日新聞デジタル代　５００円

あん分による充当の場合

あん分の率　（　　）

あん分による政務活動費の充当額　（　　円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	505

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄
D07-05-15　　3,603 ﾃﾞﾝｷﾃﾞﾝﾄｳ05ﾂ　　[redacted]

事業名、使途及び内容等
事務所電気代

あん分による充当の場合
あん分の率　（ 1/2 ）
あん分による政務活動費の充当額　（ 1,801 円）

一部のみ打切り充当した場合
政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	506

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

令和 7 年 5 月 16 日

領　収　書

原田孝司 様

会報折込代

広告料金10％　　円　消費税等10％　8573 円　ご請求額　94300 円

今日新聞社

〒 874-0933 大分県別府市野口元町 8番27号

☎ ㊀ 0977-24-5171 FAX 0977-25-7317

URL http://www.coara.or.jp/~konniti/　E-mail today@fat.coara.or.jp

事業名、使途及び内容等

議会報告 2025年春号 新聞折り込み代

あん分による充当の場合

あん分の率　（ 99/100 ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 93,357 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	507

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

今日新聞 購読料領収証

令和 7 年 5 月 16 日

R7/4 ～ R8/3 月

ご芳名

原田たかし事務所 様

料金 14,400 円也

内消費税等1067円 軽8% 軽8%税込

上記の金額確かに領収致しました

ご住所

別府市荘園3組2

登録番号T9810379722982

別府市野口元町8-27 ☎ 24-5171 今日新聞社

事業名、使途及び内容等

事務所新聞代（今日新聞 2025年4月～2026年3月の1年間分）

あん分による充当の場合

あん分の率　（　　）

あん分による政務活動費の充当額　（　　円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	508

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄
24 D07-05-20 3,272 ＮＴＴ電話 [redacted]

事業名、使途及び内容等	事務所固定電話使用料

あん分による充当の場合
あん分の率 （ 1/2 ）
あん分による政務活動費の充当額 （ 1,636 円）

一部のみ打切り充当した場合
政務活動費充当額 （ 円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	509

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領　収　証

原田孝司　様

金　額	¥1760－

但し

品　名	数量	単　価	金　額
文具代			1,760

	売上額 税込	消費税額
(10)%対象	1,760	160
(　)%対象		
非課税		

上記の通り領収致しました

令和 7 年 5 月 21 日

大分市中央町一丁目4番15号

岩尾株式会[redacted]社

代表取締役 岩尾久一

営業部 古ヶ鶴2丁目2番19号 ☎551-8800番
本店 中央町1丁目4番15号 ☎532-9056番
ぶんぐ館 中央町1丁目4番12号 ☎532-9058番

登録番号 T 7320001000547

事業名、使途及び内容等

文具代（ボールペンリフィル）

あん分による充当の場合

あん分の率　（ 1/2 ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 880 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	510

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

23 07-05-26 200 *47,100ｿｳｷﾝ ｾﾝﾄﾄﾁｸﾃﾓﾉ [redacted]
24 07-05-26 200 *220定額振込手数料

事業名、使途及び内容等

事務所家賃・水道代

あん分による充当の場合

あん分の率 （ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額 （ 23,660 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 （ 円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	511

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

07-05-27　200　　*8,865ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞ　[redacted]

御請求明細書

請求年月	2025年5月	請求金額（税込）	¥ 8,865
決済方法	振替 [redacted]		

ご利用サービス	ご利用期間	金額（税込）
[redacted]		
インターネット（２００メガプラン光）	2025/05/01～2025/05/31	¥ 5,280
[redacted]		
インターネット割引	2025/05/01～2025/05/31	¥ -1,100
[redacted]		

事業名、使途及び内容等

インターネット使用料

インターネット（200メガプラン光）５，２８０円－インターネット割引１，１００円＝４，１８０円

あん分による充当の場合

あん分の率　（ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 2,090 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第５号（第４条関係）

政務活動費会計帳簿

会派名　県民クラブ
議員名　原田孝司

【令和　７年　６月分】

日	摘　　要	収入額	支出額	残　額	内訳（使途項目別）											領収書番号	備考
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他		
	前月繰越		0	△ 76,296													
10	携帯電話使用料		1,878	△ 78,174									1,878			601	
10	モバイルWi-Fiルーター使用料		2,432	△ 80,606									2,432			602	
10	朝日新聞デジタル代		500	△ 81,106							500					603	
11	事務所電気代		1,523	△ 82,629								1,523				604	
16	概算委託料	200,000	0	117,371													
20	事務所固定電話使用料		1,618	115,753									1,618			605	
25	事務所家賃・水道代		23,660	92,093								23,660				606	
27	インターネット使用料		2,200	89,893									2,200			607	
			0	89,893													
			0	89,893													
			0	89,893													
			0	89,893													
			0	89,893													
月　計		200,000	33,811	89,893	0	0	0	0	0	0	500	25,183	8,128	0	0		

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	601

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

6 07-06-10 200 *66,003 [redacted]

カードご利用代金明細書　　2025 年 6 月 9 日 現在　1 / 3

原田　孝司　様

[redacted]

カード名称	[redacted]
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ
今回のお支払日	2025年6月10日(火)
今回のお支払金額合計	[redacted]口　66,003 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額(円)	支払区分	今回回数	今回のお支払明細 訂正サイン	お支払金額(円)	摘要	備考
[redacted]	原田　孝司　様							
≪ショッピング取組（国内）≫								
[redacted]								
2025/04/30	ドコモご利用料金　5月分	3,756	1回			3,756		
[redacted]								
◆今回のお支払金額総合計						66,003		

事業名、使途及び内容等

携帯電話使用料

請求額　3,756 円　－対象外分　0 円　＝　3,756 円

あん分による充当の場合

あん分の率　（ 1/2 ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 1,878 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	602

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

6 07-06-10 200 ¥66,003 [redacted]

カードご利用代金明細書　　2025 年 6 月 9 日 現在　1 / 3

原田　孝司　様

[redacted]

カード名義	[redacted]
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ
今回のお支払日	2025年6月10日(火)
今回のお支払金額合計	[redacted] 口　66,003 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額(円)	今回のお支払明細 支払 今回 回数 回数	訂正 サイン	お支払金額(円)	摘要	備考
[redacted]	原田　孝司　様						
≪ショッピング取組（国内）≫							
[redacted]							
2025/05/01	GMOとくとくBB	5,635	1回		5,635		*
[redacted]							
◆今回のお支払金額総合計					66,003		

事業名、使途及び内容等	モバイルWi-Fiルーター使用料

請求額　5,635 円　－対象外分　770 円　＝　4,865 円

あん分による充当の場合

あん分の率　（ 1/2 ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 2,432 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	603

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

6 07-06-10 200 ¥66,003 [redacted]

カードご利用代金明細書　　2025 年 6 月 9 日 現在　1 / 3

原田　孝司　様

[redacted]

カード名称	[redacted]
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ
今回のお支払日	2025年6月10日(火)
今回のお支払金額合計	[redacted] 口　66,003 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額(円)	支払方法	今回のお支払明細 今回区分回数	訂正サイン	お支払金額(円)	摘要	備考
[redacted]	原田　孝司　様							
※ショッピング取組（国内）※								
[redacted]								
2025/05/01	朝日新聞デジタル〔朝日ＩＤ決済〕	500	1回			500		*
[redacted]								
◆今回のお支払金額総合計						66,003		

事業名、使途及び内容等

朝日新聞デジタル代　５００円

あん分による充当の場合

あん分の率　（　　）

あん分による政務活動費の充当額　（　　円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	604

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

D07-06-11　　3,047 ﾃﾞﾝｷﾃﾞﾝﾄｳ06ｻﾝ　[redacted]

事業名、使途及び内容等

事務所電気代

あん分による充当の場合

あん分の率　（ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 1,523 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	605

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄
D07-06-20　　3,237 ＮＴＴ電話　[redacted]

事業名、使途及び内容等	事務所固定電話使用料

あん分による充当の場合
あん分の率　（ 1/2 ）
あん分による政務活動費の充当額　（ 1,618 円）

一部のみ打切り充当した場合
政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	606

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

12	07-06-25	200	*47,100ｿｳｷﾝ ｾﾝﾄﾗﾄﾁｸﾃﾓﾉ [redacted]
13	07-06-25	200	*220定額振込手数料 [redacted]

事業名、使途及び内容等

事務所家賃・水道代

あん分による充当の場合

あん分の率　（ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 23,660 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	607

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

14 07-06-27 200 *12,792ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞ [redacted]

御請求明細書

請求年月	2025年6月	請求金額（税込）	¥ 12,792
決済方法	振替 [redacted]		

ご利用サービス	ご利用期間	金額（税込）
[redacted]		
インターネット（２００メガプラン光）	2025/06/01～2025/06/30	¥ 5,500
[redacted]		
インターネット割引	2025/06/01～2025/06/30	¥ -1,100
[redacted]		

事業名、使途及び内容等

インターネット使用料

インターネット（200メガプラン光）５，５００円－インターネット割引１，１００円＝４，４００円

あん分による充当の場合

あん分の率　（ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 2,200 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第５号（第４条関係）

政務活動費会計帳簿

会派名　県民クラブ
議員名　原田孝司

【令和　７年　７月分】

日	摘　　要	収入額	支出額	残　額	内訳（使途項目別）											領収書番号	備考
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他		
	前月繰越		0	89,893													
10	携帯電話使用料		1,884	88,009									1,884			701	
10	モバイルWi-Fiルーター使用料		2,432	85,577									2,432			702	
10	朝日新聞デジタル代		500	85,077							500					703	
10	事務所電気代		1,557	83,520								1,557				704	
15	概算委託料	200,000	0	283,520													
22	事務所固定電話使用料		1,623	281,897									1,623			705	
25	事務所家賃・水道代		23,660	258,237								23,660				706	
28	インターネット使用料		2,200	256,037									2,200			707	
			0	256,037													
			0	256,037													
			0	256,037													
月　計		200,000	33,856	256,037	0	0	0	0	0	0	500	25,217	8,139	0	0		

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	701

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

24 07-07-10 200 *113,233 [redacted]

カードご利用代金明細書　　2025 年 7 月 30 日 現在　1 / 3

原田　孝司　様

[redacted]

カード名称	[redacted]
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ
今回のお支払日	2025年7月10日(木)
今回のお支払金額合計	[redacted] 口　113,233 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額(円)	支払区分	今回回数	今回のお支払明細 ポイント	お支払金額(円)	摘要	備考
[redacted]	原田　孝司　様							
≪ショッピング取扱（国内）≫								
[redacted]								
2025/05/31	ドコモご利用料金　6月分	3,769	1回			3,769	*	
[redacted]								
◆今回のお支払金額総合計						113,233		

事業名、使途及び内容等

携帯電話使用料

請求額　3,769　円　－対象外分　0　円　＝　　円

あん分による充当の場合

あん分の率　（ 1/2 ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 1,884 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	702

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

24 07-07-10 200 ＊113,233 [redacted]

カードご利用代金明細書　　2025 年 7月 30日 現在　1 / 3

原田　孝司　様

[redacted]

カード名称	[redacted]
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ
今回のお支払日	2025年7月10日(木)
今回のお支払金額合計	[redacted] 口　113,233 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額(円)	支払方法 今回回数	今回のお支払明細 訂正メイン	お支払金額(円)	摘要	備考
[redacted]	原田　孝司　様						
≪ショッピング取組（国内）≫							
[redacted]							
2025/06/01	GMOとくとくBB	5,635	1回		5,635		*
[redacted]							
◆今回のお支払金額総合計					113,233		

事業名、使途及び内容等

モバイルWi-Fiルーター使用料

請求額 5,635 円 －対象外分 770 円 ＝ 4,865 円

あん分による充当の場合

あん分の率 （ 1/2 ）

あん分による政務活動費の充当額 （ 2,432 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 （　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	703

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

24 07-07-10 200 ¥113,233 [redacted]

カードご利用代金明細書　　2025 年 7 月 30 日 現在　1 / 3

原田　孝司　様

[redacted]

カード名称	[redacted]
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ
今回のお支払日	2025年7月10日(木)
今回のお支払金額合計	[redacted] 口　113,233 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額(円)	支払区分	今回回数	今回のお支払明細 訂正サイン	お支払金額(円)	摘要	備考
[redacted]	原田　孝司　様							
[redacted]								
2025/06/01	朝日新聞デジタル〔朝日ＩＤ決済〕	500	1回			500		*
[redacted]								
◆今回のお支払金額総合計						113,233		

事業名、使途及び内容等

朝日新聞デジタル代　５００円

あん分による充当の場合

あん分の率　（　　）

あん分による政務活動費の充当額　（　　円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	704

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄
D07-07-10　　3,115 ﾃﾞﾝｷﾃﾞﾝﾄｳ07ｯ [redacted]

事業名、使途及び内容等
事務所電気代

あん分による充当の場合
あん分の率　（ 1/2 ）
あん分による政務活動費の充当額　（ 1,557 円）

一部のみ打切り充当した場合
政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	705

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄
007-07-22　3,246　ＮＴＴ電話　[redacted]

事業名、使途及び内容等	事務所固定電話使用料

あん分による充当の場合
あん分の率　（ 1/2 ）
あん分による政務活動費の充当額　（ 1,623 円）

一部のみ打切り充当した場合
政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	706

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

5 07-07-25 200 *47,100ソウキン セントトチタテモノ
6 07-07-25 200 *220定額振込手数料

[redacted]

事業名、使途及び内容等

事務所家賃・水道代

あん分による充当の場合

あん分の率 （ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額 （ 23,660 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 （ 円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	707

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

07-07-28　200　　*9,252ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞ　[redacted]

御請求明細書

請求年月	2025年7月	請求金額（税込）	¥ 9,252
決済方法	振替 [redacted]		

ご利用サービス	ご利用期間	金額（税込）
[redacted]		
インターネット（２００メガプラン光）	2025/07/01～2025/07/31	¥ 5,500
[redacted]		
インターネット割引	2025/07/01～2025/07/31	¥ -1,100
[redacted]		

事業名、使途及び内容等

インターネット使用料

インターネット（200メガプラン光）５，５００円－インターネット割引１，１００円＝４，４００円

あん分による充当の場合

あん分の率　（ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 2,200 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第５号（第４条関係）

政務活動費会計帳簿

会派名　県民クラブ
議員名　原田孝司

【令和　７年　８月分】

日	摘　　要	収入額	支出額	残　額	内訳（使途項目別）											領収書番号	備考
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他		
	前月繰越		0	256,037													
1	平和・立憲・人権をつなぐ全国自治体議員会議おおいた年会費		4,000	252,037	4,000											801	
12	携帯電話使用料		1,879	250,158									1,879			802	
12	モバイルWi-Fiルーター使用料		1,833	248,325									1,833			803	
12	朝日新聞デジタル代		500	247,825							500					804	
13	事務所電気代		1,933	245,892								1,933				805	
14	プリンター代		15,033	230,859									15,033			806	
15	概算委託料	200,000	0	430,859													
19	プリンターインク代		7,155	423,704									7,155			807	
20	事務所固定電話使用料		1,596	422,108									1,596			808	
25	事務所家賃・水道代		23,660	398,448								23,660				809	
27	インターネット使用料		2,200	396,248									2,200			810	
			0	396,248													
			0	396,248													
月　計		200,000	59,789	396,248	4,000	0	0	0	0	0	500	25,593	29,696	0	0		

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	801

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領　収　書

原田　孝司　様

金額　4,000円

但、平和・立憲・人権をつなぐ全国自治体議員会議おおいた年会費として
上記正に領収いたしました

２０２５年 8 月 1 日

平和・立憲・人権をつなぐ全国自治体議員会議おおいた

代表　玉　田　輝　義

立憲ネットおおいた代表之印

事業名、使途及び内容等

平和・立憲・人権をつなぐ全国自治体議員会議おおいた年会費
（2025年8月1日～2026年7月31日）

あん分による充当の場合

あん分の率　（　　）

あん分による政務活動費の充当額　（　　円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	802

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

13 07-08-12 200 ¥115,242 [redacted]

カードご利用代金明細書　　2025 年 10 月 14日 現在　1 / 3

原田　孝司　様

[redacted]

カード名義	[redacted]
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ
今回のお支払日	2025年8月12日（火）
今回のお支払金額合計	[redacted]口　115,242 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額（円）	支払区分	今回回数	今回のお支払明細 訂正サイン	お支払金額（円）	摘要	備考
[redacted]	原田　孝司　様							
[redacted]	※ショッピング取扱（国内）※	[redacted]						
2025/06/30	ドコモご利用料金　７月分	3,759	1回			3,759		
[redacted]								
◆今回のお支払金額総合計						115,242		

事業名、使途及び内容等

携帯電話使用料

請求額　3,759　円　－対象外分　0　円　＝　3,759　円

あん分による充当の場合

あん分の率　（ 1/2 ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 1,879 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	803

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

13 07-08-12 200 *115,242 [redacted]

カードご利用代金明細書　　2025 年 10 月 14 日 現在　1 / 3

原田　孝司　様

[redacted]

カード名称	[redacted]
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ
今回のお支払日	2025年8月12日(火)
今回のお支払金額合計	[redacted] 口　115,242 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額(円)	今回のお支払明細 支払区分	今回回数	訂正サイン	お支払金額(円)	摘要	備考
[redacted]	原田　孝司　様							
≪ショッピング取扱（国内）≫								
[redacted]								
2025/07/01	GMOとくとくBB	4,536	1回			4,536		
[redacted]								
◆今回のお支払金額総合計						115,242		

事業名、使途及び内容等	モバイルWi-Fiルーター使用料

請求額　4,536 円　－対象外分　770 円　＝　3,766 円

あん分による充当の場合

あん分の率　（ 1/2 ）

あん分による政務活動費の充当額（ 1,883 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	804

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

13 07-08-12 200 *115,242 [redacted]

カードご利用代金明細書　　2025 年 10 月 14 日 現在　1/3

原田　孝司　様

[redacted]

カード名称	[redacted]
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ
今回のお支払日	2025年8月12日(火)
今回のお支払金額合計	[redacted]円　115,242 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額(円)	支払区分	今回回数	今回のお支払明細 訂正サイン	お支払金額(円)	摘要	備考
[redacted]	原田　孝司　様							
≪ショッピング取引（国内）≫								
[redacted]								
2025/07/01	朝日新聞デジタル〔朝日１Ｄ決済〕	500	1回			500		
[redacted]								
◆今回のお支払金額総合計						115,242		

事業名、使途及び内容等

朝日新聞デジタル代　５００円

あん分による充当の場合

あん分の率　（　　）

あん分による政務活動費の充当額　（　　円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	805

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

007-08-13　　3,867 ﾃﾞﾝｷﾃﾞﾝﾄｳ08ｯ　[redacted]

事業名、使途及び内容等

事務所電気代

あん分による充当の場合

あん分の率　（ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 1,933 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	806

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

Rakuten

初回領収日：2025年08月14日
発行日：2025年08月19日

領収書

原田孝司　様

30,067円領収しました

但し:ウインクデジタル　楽天市場店との取引として

利用情報

注文番号:306791-20250812-0482413605
お支払い方法:[redacted]

注文日:2025年08月12日
発送日:2025年08月14日

領収者情報

領収者:株式会社ウインク
登録番号:T3010501022381

店舗名:ウインクデジタル　楽天市場店
店舗住所:〒1110012
東京都 台東区 竜泉3-12-2
電話番号:03-3873-0921

注文合計

商品小計	30,067円
総合計	**30,067円**
[redacted]	[redacted]

支払い内訳
[redacted]　30,067円

課税内訳
10%対象　30,067円
うち10%対象消費税　2,733円

※表示金額は全て税込です
※支払い金額は総合計からポイントを除いた金額です

注文情報

配送情報

配送方法:宅配便

お届け先住所:〒874-0833
大分県 別府市 鶴見町8組の3の上

商品明細

明細種別	商品番号	商品名	数量	単価(税込)	税率	小計(税込)
初回注文	224641	EPSON　プリンタ　カラリオ EP-982A3	1	30,067円	10%	30,067円

※表示金額は全て税込です

事業名、使途及び内容等

プリンター代

あん分による充当の場合

あん分の率　（ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 15,033 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	807

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

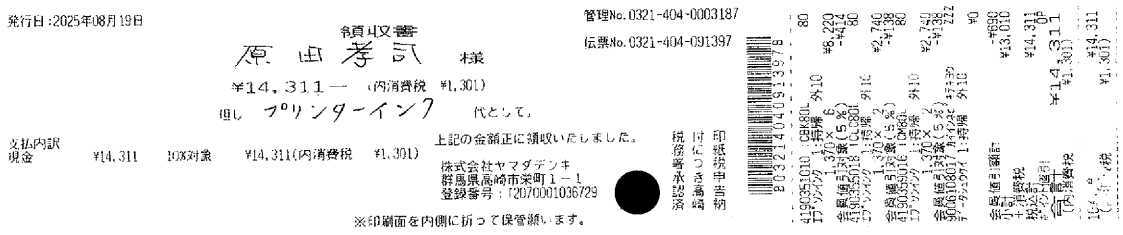

発行日：2025年08月19日

領収書

原田孝司 様

¥14,311－ （内消費税 ¥1,301）

但し プリンターインク 代として

支払内訳
現金 ¥14,311 10%対象 ¥14,311(内消費税 ¥1,301)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町１－１
登録番号：T2070001036729

税務署等の収印は省略致します

※印刷面を内側に折って保管願います。

管理No.0321-404-0003187
伝票No.0321-404-091397

B0321404091397B

4190351010 CEK0L 80	
ｴﾌﾟｿﾝｲﾝｸ 3色×6 外10	¥6,220
税率5%対象	¥4414
4190351018 LC80M 80	
ｴﾌﾟｿﾝｲﾝｸ 1個×2 外10	¥2,740
税率5%対象	¥1138
4190351016 LC80Y 80	
ｴﾌﾟｿﾝｲﾝｸ 1個×2 外10	¥2,740
税率5%対象	¥1138
9010108017 ﾀｲﾔｾｯﾄ *ﾗﾗｾｯﾄ	
ﾃﾞｰﾀｸﾘｱｲﾔｰ 1 外10	¥0
税率5%対象	¥222
税率別合計	¥6690
小計	¥13,010
消費税	
税込計	¥14,311
ﾎﾟｲﾝﾄ値引	0P
合計	¥14,311
(内消費税)	¥1,301
16点	¥14,311
(内 外税)	¥1,301

事業名、使途及び内容等

プリンターインク代

あん分による充当の場合

あん分の率 （ ）

あん分による政務活動費の充当額 （ 7,155 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 （ 円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	808

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄
007-08-20　3,193 ＮＴＴ電話 [redacted]

事業名、使途及び内容等	事務所固定電話使用料

あん分による充当の場合
あん分の率　（ 1/2 ） あん分による政務活動費の充当額（ 1,596 円）

一部のみ打切り充当した場合
政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	809

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

21 07-08-25 200 ※47,100ｿｳｷﾝ ｾﾝﾄﾄﾁｸﾃﾓﾉ [redacted]
22 07-08-25 200 ※220定額振込手数料

事業名、使途及び内容等

事務所家賃・水道代

あん分による充当の場合

あん分の率 （ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額 （ 23,660 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 （ 円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	810

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

23 07-08-27 200 *12,802ｸﾞｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞ [redacted]

御請求明細書

請求年月	2025年8月	請求金額（税込）	¥ 12,802
決済方法	振替 [redacted]		

ご利用サービス	ご利用期間	金額（税込）
[redacted]		
インターネット（２００メガプラン光）	2025/08/01～2025/08/31	¥ 5,500
[redacted]		
インターネット割引	2025/08/01～2025/08/31	¥ -1,100
[redacted]		

事業名、使途及び内容等

インターネット使用料

インターネット（200メガプラン光）５，５００円－インターネット割引１，１００円＝４，４００円

あん分による充当の場合

あん分の率　（ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 2,200 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第５号（第４条関係）

政務活動費会計帳簿

会派名　県民クラブ
議員名　原田孝司

【令和　７年　９月分】

日	摘　　要	収入額	支出額	残　額	内　訳　（使　途　項　目　別）											領収書番号	備考
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他		
	前月繰越		0	396,248													
10	携帯電話使用料		1,898	394,350									1,898			901	
10	モバイルWi-Fiルーター使用料		1,883	392,467									1,883			902	
10	朝日新聞デジタル代		500	391,967							500					903	
10	事務所電気代		1,973	389,994								1,973				904	
16	概算委託料	200,000	0	589,994													
22	事務所固定電話使用料		1,610	588,384									1,610			905	
25	事務所家賃・水道代		23,660	564,724								23,660				906	
29	インターネット使用料		2,200	562,524									2,200			907	
			0	562,524													
			0	562,524													
			0	562,524													
月　計		200,000	33,724	562,524	0	0	0	0	0	0	500	25,633	7,591	0	0		

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	901

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

4 07-09-10 200 ¥154,124 [redacted]

カードご利用代金明細書　　2025 年 10 月 14 日 現在　1 / 3

原田　孝司　様

[redacted]

カード名称	[redacted]
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ
今回のお支払日	2025年9月10日(水)
今回のお支払金額合計	[redacted] 口　154,124 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額(円)	今回のお支払明細 支払-今回残金-回数	訂正サイン	お支払金額(円)	摘要	備考
[redacted]	原田　孝司　様						
≪ショッピング取組（国内）≫							
[redacted]							
2025/07/31	ドコモご利用料金　8月分	3,797	1回		3,797		*
[redacted]							
◆今回のお支払金額総合計					154,124		

事業名、使途及び内容等

携帯電話使用料

請求額 3,797 円 －対象外分 0 円 ＝ 3,797 円

あん分による充当の場合

あん分の率 （ 1/2 ）

あん分による政務活動費の充当額 （ 1,898 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 （　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	902

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

27-09-10 200 ¥154,124 [redacted]

カードご利用代金明細書　　2025 年 10 月 14 日 現在　1 / 3

原田　孝司　様

[redacted]

カード名称	【ＯＳ】大分カード
金融機関名	[redacted]
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	
今回のお支払日	2025年9月10日(水)
今回のお支払金額合計	[redacted] 口　154,124 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額（円）	支払区分	今回回数	今回のお支払明細 加工サイン	お支払金額（円）	摘要	備考
[redacted]	原田　孝司　様							
≪ショッピング取組（国内）≫								
[redacted]								
2025/08/01	ＧＭＯとくとくＢＢ	4,536	1回			4,536		*
[redacted]								
◆今回のお支払金額総合計						154,124		

事業名、使途及び内容等	モバイルWi-Fiルーター使用料

請求額　4,536 円　－対象外分　770 円　＝　3,766 円

あん分による充当の場合

あん分の率　（ 1/2 ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 1,883 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	903

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

07-09-10 200　　¥154,124 [redacted]

カードご利用代金明細書　　2025 年 10 月 14 日 現在　1 / 3

原田　孝司　様

[redacted]

カード名義	[redacted]
金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ﾊﾗﾀﾞ ﾀｶｼ
今回のお支払日	2025年9月10日(水)
今回の総支払金額合計	[redacted] 口　154,124 円

ご利用日	ご利用先など	ご利用明細 ご利用金額(円)	今回のお支払明細 支払区分 今回回数	記号 サイン	お支払金額(円)	摘要	備考
[redacted]	原田　孝司　様						
≪ショッピング取組（国内）≫							
[redacted]							
2025/08/01	朝日新聞デジタル［朝日ＩＤ決済］	500	1回		500		*
[redacted]							
◆今回のお支払金額総合計					154,124		

事業名、使途及び内容等

朝日新聞デジタル代　５００円

あん分による充当の場合

あん分の率　（　　）

あん分による政務活動費の充当額　（　　円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	904

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

D07-09-10　　3,946 ﾃﾞﾝｷﾃﾞﾝﾄｳ09ﾂ　[redacted]

事業名、使途及び内容等

事務所電気代

あん分による充当の場合

あん分の率　（ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 1,973 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	905

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄
007-09-22　　3,220 ＮＴＴ電話　[redacted]

事業名、使途及び内容等	事務所固定電話使用料

あん分による充当の場合
あん分の率　（ 1/2 ）
あん分による政務活動費の充当額　（ 1,610 円）

一部のみ打切り充当した場合
政務活動費充当額　（　　円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	906

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

10 07-09-25 200 *47,100ﾔﾏﾉﾍﾞﾄﾄﾁｸｴｷ [redacted]
11 07-09-25 200 *220定額振込手数料

事業名、使途及び内容等

事務所家賃・水道代

あん分による充当の場合

あん分の率 （ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額 （ 23,660 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 （ 円）

別記様式第７号（第４条関係）

整理番号	907

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

13 07-09-29 200 *9,253ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞ [redacted]

御請求明細書

請求年月	2025年9月	請求金額（税込）	¥ 9,253
決済方法	振替 [redacted]		

ご利用サービス	ご利用期間	金額（税込）
[redacted]		
インターネット（２００メガプラン光）	2025/09/01～2025/09/30	¥ 5,500
[redacted]		
インターネット割引	2025/09/01～2025/09/30	¥ -1,100
[redacted]		

事業名、使途及び内容等

インターネット使用料

インターネット（200メガプラン光）５，５００円－インターネット割引１，１００円＝４，４００円

あん分による充当の場合

あん分の率　（ $\frac{1}{2}$ ）

あん分による政務活動費の充当額　（ 2,200 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額　（　　円）